

環廃対発第 16033010 号
平成 28 年 3 月 30 日

各都道府県・政令市廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づく
業務委託における P F I 事業等の取扱いについて（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、今般、市町村が官民連携（P P P）の活用により、一般廃棄物処理施設の維持管理運営に係る業務を S P C（特別目的会社）に委託していたところ、当該 S P C が請け負った業務において生じた残さの運搬又は処分を S P C から一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に抵触するとの問題が生じたところである。

このため、標記について、下記のとおり取りまとめたので、業務の際に御留意いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村に対し周知をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

廃棄物処理法第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、市町村が他者に一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 4 条第 3 号において、再委託を認めていないところである（市町村からの委託を受けた

者が非常災害時において環境省令に従って他人に委託をする場合を除く。）。

ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業（P F I 事業）等の官民連携を活用し、市町村と S P C が業務委託契約を交わし、当該 S P C が請け負った業務において生じた残さである一般廃棄物の収集、運搬又は処分を、S P C が当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者（以下「処理業者」という。）に委託する場合、廃棄物処理法上の再委託に該当するが、次のいずれかに該当する場合は再委託に該当しない。

- 1 市町村、S P C 及び処理業者との間で当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る三者契約が締結されている場合
- 2 S P C が契約の事務手続や取次ぎのみを行い、市町村と処理業者との間で当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る委託契約が締結されている場合

なお、市町村における一般廃棄物の処理責任については、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。このため、市町村は、令第 4 条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、処理業者が令第 3 条各号に規定する基準に従った適正な処理を行うことを確保しなければならない。このことは、市町村、S P C 及び処理業者との間で三者契約を締結する場合においても同様であり、市町村は受託業務を遂行するに足りる額の委託料を処理業者に支払わなければならない。

また、結果的に、処理業者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、処理業者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抄）

（市町村の処理等）

第六条の二（略）

- 2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）（抄）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- 二 受託者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。
- 三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。
- 四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。
- 五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。
- 六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- 七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。
- 八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。
- 九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項 に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。
 - イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。
 - (1) ～ (4) （略）
 - ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。